

令和6年5月14日

各 位

自由民主党滋賀県支部連合会
会 長 大 岡 敏 孝
幹事長 小 寺 裕 雄

前事務局長による横領事案の刑事訴訟及び民事訴訟の経過報告

前事務局長（令和3年9月15日懲戒解雇）による多額の県連会計からの横領について、県民、党员、党友の皆様にご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。本事案の刑事訴訟について処分が下され、民事訴訟についても手続きを行いましたので、経過を報告いたします。

記

1. 刑事訴訟

本事案について、令和4年11月22日、大津警察署に刑事告訴いたしましたところ、大津地方検察庁において不起訴処分に処されました。

当県連として、前事務局長に対する調査ならびに7回に亘る聴き取りを実施し、前事務局長より横領の事実を全面的に認め、ギャンブル等の遊興費に使った旨も認め、謝罪するとともに、弁済の意志も示されました。

また、金員の出入りは全て通帳に記載されており、疑いの余地が無いにも関わらず、業務上横領事件としては不起訴となり、納得のいくものではありません。

よって、本事案が起訴相当と認められるよう、令和6年5月10日、大津検察審査会に審査申し立てを行いました。

2. 民事訴訟

令和6年4月30日、大津地方裁判所民事部に訴状を提出し、前事務局長に対し横領金の返還を求める民事訴訟を起こしました。

引き続き、訴訟に対する適切な処分及び横領金の全額返還のため努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

本件お問合せ先：自由民主党滋賀県支部連合会
〒520-0044 大津市京町3丁目4-32 第14森田ビル
TEL：077-522-4664 FAX：077-524-6212